

## 民俗芸能伝承保存事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、市内の民俗芸能及び地域に伝わる伝統行事(以下「伝統行事」という。)の保存団体が、伝承保存事業を実施するのに要する経費の一部に対して交付する補助金に関して必要な事項を定める。

(補助事業の内容)

**第2条** 民俗芸能及び伝統行事の伝承保存事業で、毎年4月から翌年3月までに実施される事業。ただし、無形文化財並びに無形民俗文化財として指定を受けている事業は除く。

(補助対象事業者)

**第3条** 前条で定める補助事業を実施する保存団体で、一宮民俗芸能連盟加盟団体及び必要と認める団体とする。ただし、文化財として指定を受けている団体は除く。

(補助対象経費)

**第4条** 補助対象となる事業の経費は、伝承保存、記録の作成及び刊行、公開、伝承保存に直接必要な用具等の修理及び購入、その他保存活用に要する経費とし、対象経費は次に掲げる区分による。ただし振込手数料、送料、食糧費、接待費、慶弔費は対象外とする。

ア 伝承保存事業に要する経費

区分	対象
報償費	講師等指導謝金、〇〇謝金など
旅費	指導旅費、講師旅費、公演旅費など
需用費	消耗品費、印刷製本費、修繕料など
役務費	通信運搬費、保管料、手数料、保険料など
使用料及び賃借料	器具等借料、会場借料など
備品購入費	用具購入費(芸能用等特に認められた場合に限る)など

イ 記録の作成及び刊行事業に要する経費

区分	対象
報償費	原稿執筆謝金、調査謝金など
旅費	調査旅費など
需用費	消耗品費、印刷製本費など
役務費	通信運搬費、保険料など
委託料	〇〇調査委託、〇〇作成委託など

(補助金額等)

**第5条** 補助金額は、予算の範囲内で市長が決定し、補助率及び補助金額は、補助対象経費5万円以上10万円未満は25,000円とし、10万円超場合は5万円を限度額とする。ただし補助対象

経費が5万円未満の場合は、補助対象外とする。また、補助金額に1,000円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(事前協議)

**第6条** 補助金の交付申請にあたっては、特に市長が認める場合を除き、申請に係る事前協議を必要とする。

(補助金の交付申請時期)

**第7条** 前条の規定によって協議しかつ補助金の交付を受けようとする者は、該当年度の4月30日までに申請するものとする。

(その他)

**第8条** この要綱のほか、必要な事項は一宮市補助金等交付規則によるものとする。

**付 則**

この要綱は、平成10年9月10日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

**付 則**

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**付 則**

**第1条** この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(補助金額の特例)

**第2条** 平成30年3月31日以前に補助金を受けた者は、従前のおりとする。